

令和5年度外国人目線でのデジタル情報発信委託業務 仕様書

1 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

2 事業の目的

新型コロナウイルスによる水際対策の緩和を受け、個人旅行（FIT）を含めた訪日外国人旅行者は回復傾向にあり、三重県への誘客を促進するために海外に向けて継続的に三重県の観光資源を発信していく必要があります。

また、訪日外国人旅行のFIT化が進むなかで、旅行者自身がインターネットで情報を収集して旅行計画を立てる傾向が顕著となっており、デジタルコンテンツの充実が重要となっています。

加えて、訪日旅行前の旅行情報収集元として日本在住を含む親族・知人からの情報も重要視されており、ユーザーによる三重県観光情報の発信数を増加させていくことも効果的であると考えられます。

本事業では、英語のネイティブライターによるブログ記事制作、各種SNSの運営や投稿キャンペーンを実施することで、FIT層に対して三重県の観光資源の魅力を発信し、三重県の認知度向上と客が客を呼ぶ好循環の創出を図ります。

※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

3 業務内容

(1) 外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトに掲載する記事制作

[概要]

- ・三重県内の観光資源の中から、外国人旅行者目線でニーズが高いと思われる時期毎の旬のコンテンツを選定して記事を作成し、三重県観光連盟（英語版）公式サイト（以下、「英語サイト」という。）「Blog」ページに掲載する。

※三重県観光連盟（英語版）公式サイト (<https://www.kankomie.or.jp/en/>)

※「Blog」ページ (<https://www.kankomie.or.jp/en/report/index.html>)

- ・記事は、1本あたり概ね英単語700単語以上のものを月2本以上定期的に作成・掲載することとし、その他にG7加盟国に強く訴求できるコンテンツを取り上げた記事を契約期間内に5本以上作成・掲載すること。また、

記事1本あたりの写真や動画は9点以上とすること。

- ・掲載した記事で取り上げたスポットやイベントの基礎情報に関する記事を作成し、「Tourist spot and Event」ページに掲載すること。（ただし既存の記事がある場合は、必ずしも作成する必要はない。）

※「Tourist spot and Event」ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/spot/index.html>)

- ・掲載した記事のうち、体験に係るものに関しては、「Activities」ページに位置情報とともに掲載すること。

※「Activities」ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/activities/index.html>)

[条件]

- ・記事制作にあたっては、現場取材を行い、最新の情報を基に記事を制作すること。
- ・記事制作は、ブロガーや記者等、記事執筆にノウハウのある英語のネイティブライターを指定し起用すること。また、写真や動画の撮影は、外国人旅行者に訴求力のある魅力的な素材を撮影できるノウハウのあるカメラマン等が行うこと。（ライターが写真や動画の撮影業務を兼ねることは妨げない。）
なお、被写体となる人物・施設等に写真及び記事の掲載許可をとりつけ、承諾を得ること。
- ・委託者からライターの変更要請があった場合は、両者協議のうえできる限り真摯に対応すること。
- ・写真や動画等の素材は、今後三重県が各種プロモーションにおいて二次使用できるよう、写真に関しては、容量2MB以上（JPG形式）のもの、動画に関しては、フルHD（全天球カメラを用いた場合は4K）のものを用いること。
- ・作成した記事の英語サイトへの掲載については、受託者において行うこと。（受託者に編集権限を付与する。）
- ・交通費や食費等の取材にかかる経費については、全て受託者にて負担すること。また、取材のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者において手続きを行うこと。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務に対するPV（ページビュー）数等、反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、取材先の選定や掲載内容・時期など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

イ SNSによる情報発信業務

[概要]

- ・ 三重県が開設している8種7言語のFacebook・微博および3言語のInstagramのうち、以下の9アカウントの運営を行うこと。
 - ※Facebook アカウント
 - 英語 (Travel Mie Japan)、韓国語 (일본여행 미에로 (三重路))、フランス語 (Voyage Mie Japon)、ドイツ語 (Reise mie japan)、スペイン語 (Viajes Mie Japón)
 - 微博アカウント
 - 中国語-簡体字 (乐游日本)
 - Instagram アカウント
 - 英語 (visitmie)、中国語-繁体字 (visitmie_tw)、タイ語 (visitmie_th)
- ・ 各アカウントで、月4回以上定期的に情報発信（以下、「定期投稿」という。）を行うこと。また、定期投稿とは別に契約期間内に5回以上、G7加盟国に強く訴求できると考えられるコンテンツで情報発信を行うこと（以下、「G7向け投稿」という）。なお、コンテンツはアで作成したG7加盟国向けの記事と同じものを用いて構わない。
- ・ 投稿に係る作業（コンテンツ選定、原稿作成、写真等素材の取得、翻訳及び掲載作業など）は、受託者の負担にて行うものとする。
- ・ 年度末に次年度4、5月分の投稿を準備し、配信できる状態とすること。
- ・ 定期投稿とは別に、委託者からの要請に基づき、Facebook及びInstagramの上記9アカウントにおいて、委託期間内に年間12回以上情報発信（以下、「不定期投稿」という。）を行うこと。本投稿に係る作業のうち、翻訳及び掲載作業は受託者が、コンテンツ選定や原稿作成及び写真素材の準備等は委託者にて負担するものとする。
- ・ Instagramのストーリー機能を活用し、県内で撮影された「#visitmie」の付いた投稿の画像や動画を最低週1回以上シェアすること。
- ・ 「エンゲージメント率（リーチ数に対する、いいね・コメント・シェア等の割合）」を増加させるため、有効な広告手法の提案及び広告の掲出を行うこと。
- ・ フォロワーを維持・増加するために有効と考えられる取組を実施すること。

[条件]

- ・ 定期投稿の発信にあたっては、各言語のネイティブライターが投稿を作成するか、英語のネイティブライターが作成した投稿を各言語に翻訳すること。また、月4回中2回は、アで作成された記事を基に投稿を作成すること。

と。

- ・定期投稿には、Google Map などのアクセス情報の他、ハッシュタグとして「#visitmie」や、その他情報の拡散に効果的と思われるハッシュタグを付して発信すること。これに加え、Aで作成された記事を基にした投稿に関しては、基となった記事に紐づく URL を投稿文中に記載すること。
- ・発信にあたり、各 SNS の特性に合わせて画像や文章の体裁を工夫するとともに、英語の原稿を各言語に翻訳する場合は、ネイティブスピーカーが自然に意味を解せる内容にしたうえで投稿すること。
- ・定期投稿に用いるビジュアルは、Instagram においては、ハッシュタグ「#visitmie」が付された UGC (User Generated Content) の活用を原則とすること。また、活用にあたっては、著作権者に用途を明確に示すとともに、著作権者や映り込んでいる人物、関係する施設からの利用に係る許可を得たうえで活用すること。
- ・投稿及び Messenger へのコメントに対しては、最長 48 時間以内に回答することとし、Facebook 英語 (Travel Mie Japan) の投稿及び Messenger (英語アカウント) についてのコメントに対しては、必ず英語のネイティブが回答すること。
- ・投稿に対するネガティブチェックを日常的に実施し、攻撃的な内容が急増した場合、特定国からの書き込みを停止するなど適切な緊急対応措置を実施すること。
- ・フォロワー増に係る取組にあたっては、微博 (乐游日本) を除く、上記 8 アカウントのほか、Facebook 繁体字 (日本三重 旅行情報中心) も対象とすること。
- ・エンゲージメント率増に係る広告の掲出にあたっては、微博 (乐游日本) を除く、上記 8 アカウントで発信した投稿ほか、Facebook 繁体字 (日本三重 旅行情報中心) から発信される投稿 (それぞれ年間 48 投稿) に対して広告をかけること。また、G7 向け投稿では、日本を除く G7 加盟国に対してもエンゲージメント率増の広告を掲出すること。
- ・広告の掲出にあたっては、既存のフォロワーや潜在的な三重県関心層にセグメントするとともに、富裕層への情報発信にも配慮すること。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務による投稿や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、掲載内容・時期、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運営業務

[概要]

- ・三重県内で撮影した写真や動画を国内外からの旅行者自身が、ハッシュタグ「#visitmie」をつけて Instagram に投稿する参加型キャンペーンを実施すること。
- ・現在の投稿キャンペーン公式サイト（日本語・英語版・中国語（繁体字）版・タイ語版）を改修し、本キャンペーン用のサイトとして活用すること。

※#visitmie 投稿キャンペーン公式サイト

日本語版 (<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/>)

英語版 (<https://www.kankomie.or.jp/en/visitmie/>)

中国語（繁体字）版 (<https://www.kankomie.or.jp/tw/visitmie/>)

タイ語版 (<https://www.kankomie.or.jp/th/visitmie/>)

- ・キャンペーン実施期間は通年とし、季節に合わせて約3か月ごとに計4回実施すること。また、季節ごとに優秀作品を選定のうえ、協賛品等の賞品を贈呈すること。（令和4年度第2回投稿キャンペーン春の部は令和5年3月1日（水）から令和5年5月31日（水）までの期間で実施中。）
 - ・想定される投稿キャンペーンに係る業務は以下のとおり。
 - ① 令和4年度第2回投稿キャンペーン春の部の受賞作品の選定・発表、賞品発送
 - ② 令和5年度夏季投稿キャンペーン（令和5年6月1日（木）から令和5年8月31日（木）まで）の開始通知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ③ 令和5年度秋季投稿キャンペーン（令和5年9月1日（金）から令和5年11月30日（木）まで）の開始通知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ④ 令和5年度冬季投稿キャンペーン（令和5年12月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで）の開始通知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ⑤ 令和5年度春季投稿キャンペーン（令和6年3月1日（金）から令和6年5月31日（金）まで）の開始告知
- ※令和5年度春季投稿キャンペーンに係る業務は委託期間終了までとし、受賞作品の選定・発表及び賞品発送は含まない。

なお、上記以外に効果的な投稿キャンペーンの実施のために有為な提案が

ある場合は、受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

- ・キャンペーン期間中の投稿件数や投稿キャンペーン公式サイト上の PV 数を増加させるための有効な取組を行うこと。

[条件]

- ・キャンペーンの実施にあたり、通年のキャッチコピーを定めること。
- ・キャンペーン PR ポスターを季節ごとに4種類制作し、それぞれ100部以上印刷のうえ、委託者あて納品すること。
- ・日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、キャンペーン賞品等）の獲得について調整を行うこと。なお、協賛企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げない。
- ・協賛品等賞品の発送にあたっては、協賛者や受賞者と連絡をとり、受託者の責任により速やかに発送を行うこと。
- ・Instagram 上で影響力を持つインフルエンサー等を三重県公式観光 PR サポーター（#visitmiePR サポーター）に任用し、過年度に任命した歴代のサポーター（※）も含め、活動の企画及びその支援を行うこと。また、サポーターが投稿した内容や活動についてキャンペーン公式サイトで紹介すること。

※歴代のサポーター及び主な活動内容について

(<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/supporter/activity/>)

- ・効果的な事業実施につなげるため、キャンペーンごとに実績（キャンペーン期間中の投稿件数・投稿内容の傾向、キャンペーン公式サイト上の PV 数、広告の効果測定等）を報告すること。また、その他、委託者の求めに応じて、本業務による情報発信や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・#visitmiePR サポーターの他、JNTO 等の他の機関や、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等を巻き込み、「#visitmie」による三重県の観光情報に関する投稿の拡散を図ること。
- ・業務実施にあたり、受賞者の選定、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

※業務の実施においては、必要に応じて「Mie, Once In Your Lifetime」のロゴを使用すること。

(三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて)

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

4 提案内容

事業提案にあたり、提案内容には、以下の事項を必ず含めること。

(1) 外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトに掲載する記事制作

- ・記事制作のフロー、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・外国人旅行者のニーズに合った記事を制作するための基本的な考え方、取材対象の選定方針、より魅力的なコンテンツとするための工夫等について記載すること。
- ・作成できる記事本数について記載すること。
- ・G7 向け記事の作成においては、取り上げるコンテンツとその理由を記載すること。
- ・ライター及びカメラマンの経歴及びこれまでの実績や強み等について記載するとともに、過去に当該ライターが執筆した記事及び当該カメラマンが撮影した写真をサンプルとしてそれぞれ2点以上提出すること。
なお、プロカメラマンの起用等、写真や動画素材の品質を高めるための工夫があれば併せて記載すること。

イ SNS による情報発信業務

- ・SNS による情報発信や記事制作、「#visitmie」が付された UGC 等投稿素材の活用や翻訳作業のフロー、広告掲出計画、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・「#visitmie」が付された UGC 等の活用について、三重県のブランディングを図るうえでの工夫等について記載すること。
- ・G7 向け投稿で取り上げるコンテンツとその理由を記載すること。
- ・SNS における「エンゲージメント率」を高めるために有効な広告手法を提案するとともに、目標数値を設定し記載すること。
- ・フォロワー数を維持、増加させるために効果的であると考えられる取組について記載するとともに、契約終了時のフォロワー数の目標値を設定すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運営業務

- ・キャンペーンの実施方法（優秀賞選定、協賛募集・賞品発送、#visitmiePR

サポーター活用等の各種フロー、広告掲出計画)、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。

- ・ #visitmiePR サポーターの活用について、具体的な活用の内容を記載すること。
- ・ 投稿キャンペーン公式サイト（日本語・英語版・中国語（繁体字）版、タイ語版）の改修案を示すこと。
- ・ 投稿キャンペーン実施にあたっての年間のテーマ設定を行い、提案すること。また、そのテーマ設定に沿ってFIT層に対して訴求力のあるキャッチコピー案を2つ以上提案すること。
- ・ 「キャンペーン協賛品の数」や「キャンペーン期間中の投稿数」、「投稿キャンペーン公式サイトのPV数」を増加させるために有効な手法を提案するとともに、それぞれについて目標数値を設定し記載すること。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出し、本事業によって取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「外国人目線による情報発信業務」

- 三重県観光情報発信に係るウェブサイトに掲載する記事制作
 - ・ 「Blog」、「Tourist spot and Event」に掲載された記事の内容及び取材実績等について
- SNSによる情報発信業務
 - ・ 各アカウントによる情報発信の実績及びフォロワー数、エンゲージメント率の推移や投稿に対する反応等について
 - ・ 広告の実績及びその効果測定について
 - ・ KPIの達成状況について

イ 「#visitmie投稿キャンペーン運営業務」

- ・ キャンペーンの実績及び#visitmiePRサポーターの活動報告について
- ・ ハッシュタグ「#visitmie」を付した投稿数の推移について
- ・ 広告の実績及びその効果測定について
- ・ KPIの達成状況について

ウ 事業の総括及び今後の展開に係る提案

エ その他監督職員が指示したもの

(2) 電子媒体納品物

- ・本事業の実施にあたり、取得した動画・静止画及び記事原稿
- ・その他、本事業の実施にあたり、作成された資料等の記録

(3) 履行期限

令和6年3月22日(金)

(4) 提出先

三重県観光部海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、三重県が実施する他事業との連携を視野に入れ、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとします。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて

当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

ア 本事業の成果物の一切は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとします。

- イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - （ウ）委託者に報告すること。
 - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- エ 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。
- オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上